

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領（入門クラス）

1. 趣旨及び目的

自然災害が頻発・激甚化しており、中国地方の災害応急復旧事業を担う地域建設業の果たす役割は増大している。

建設業者が災害で被害を受けると、企業の社会的な存続や、地域の復旧に大きな影響を及ぼすことから、中国地方整備局では、平成24年から「地域建設業の事業継続計画認定制度」を運用し、地域建設業の事業継続計画（BCP）策定推進を支援している。

近年では認定企業数が横ばいとなっていることから、事業継続計画（BCP）策定推進による中国地方の地域建設業の災害対応力向上を目的とし、簡易なBCPの策定により認定が受けられ、計画のレベルアップを促すことが可能な「入門クラス」を新設する。

2. 入門クラスについて

2.1 申請者

中国地方整備局における「一般土木工事」または「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格注1)の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とする。

注1)一般競争参加資格の適用年度は、申請書類の提出時点とする。

2.2 認定に関する事項

2.2.1 公募

公募については随時受付を行うものとする。公募にあたっては、申請方法、申請先(問い合わせ先)、申請期間、申請書類の様式、審査方法及び認定基準など必要な情報を中国地方整備局のウェブサイト等を利用して周知する。

2.2.2 申請書類の作成及び提出

申請者は、災害時の事業継続計画の認定を受けようとする場合は、以下の申請書類を作成し、提出する。

- 一 災害時の事業継続計画認定申請書（様式1）
- 二 審査用チェックシート（入門クラス編）（様式2）
- 三 アクションカード（書式は全て任意）

2.2.3 審議の実施

(1) 審査会の設置

- ① 申請者から提出のあった災害時の事業継続計画の審議は、「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」(以下「審査会」という。)を設置して行う。
- ② 審査会は、中国地方整備局の担当職員及び外部の有識者で構成する。

(2) 審査方法

- ① 審査は、原則として申請書類に基づく「書類審査」によるものとする。
- ② 審査の具体的な方法は、審査会事務局が定める。

(3) 認定基準

審査会は、災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かを判断するための認定基準（入門クラス編）をあらかじめ策定し、公表する。

(4) 審議結果の通知

- ① 中国地方整備局長は、審査会からの審議結果報告に基づき、申請者に対して審議結果を通知する。その際、認定する場合は認定証を発行し、認定しない場合はその理由を書面で通知する。
- ② 認定を受けた企業は、「BCP スタートアップ企業」として、認定を行う。有効期限は、認定を受けた年度の次年度 3 月末までとする。
- ③ 審査会事務局は、申請者から認定しない理由について説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(5) 申請書類の補整及び再提出

認定を受けられなかったアクションカードは、申請者において適切な補整を行った後、再提出することができる。

(6) 再提出の制限

虚偽等の悪質な行為による理由により認定を受けられなかった申請者は、補整による再提出はできない。さらに、審議結果の通知のあった日から起算して 1 年間は、申請書類の提出もできない。

2. 2. 4 申請の無効

(1) 申請の無効

中国地方整備局長は、書類審査において、虚偽等の悪質な行為があった場合、該当する企業の認定を行わず、企業からの申請を無効とする旨を建設会社等に通知する。虚偽等の悪質な行為による理由により、申請が無効となった建設会社等は、申請を無効とする通知のあった日から起算して 1 年間は、申請書類の提出はできない。

(2) 認定の無効

「BCP スタートアップ企業」の認定期間中に、虚偽等の悪質な行為が発覚した場合、該当する企業の認定を無効とし、企業の認定を無効とする旨を建設会社等に通知する。虚偽等の悪質な行為による理由により、認定が無効となった建設会社等は、申請を無効とする通知のあった日から起算して 1 年間は、申請書類の提出はできない。

3. 普及・啓発に関する事項

関係学会及び建設業協会等と連携して、災害時の事業継続計画の普及・啓発を図るものとする。

4. 認定結果の活用

- ① 認定を受けた建設会社等の名称は、中国地方整備局のウェブサイト上で公表するものとする。
- ② 今後、認定の進捗状況を見ながら認定結果の活用方策について検討する。

5. 支援体制

- ① 書類確認の結果、申請書類に共通した軽微な修正事項が多数見られる場合、作成解説書の見直しを適宜、実施する。
- ② 中国地方の各大学と連携して、BCPの策定を支援するための方策について検討する。また、職員による出前講座等を実施する。

6. 付則

この実施要領は、令和 6年2月29日から施行する。